

岩手県告示第 645 号

岩手県障害者雇用優良事業所等表彰実施要綱（昭和 50 年岩手県告示第 1183 号）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 9 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>岩手県障害者雇用優良事業所等表彰実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第 6 条の規定に基づき、<u>障害者雇用優良事業所等</u>の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>岩手県障がい者雇用優良事業所等表彰実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第 6 条の規定に基づき、<u>障がい者雇用優良事業所等</u>の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	